

事務連絡
平成24年8月1日

居宅介護支援事業者 各位

各務原市高齢福祉課長

食の自立支援事業におけるアセスメント票の送付について（連絡）

平素より本事業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、食の自立支援事業におけるアセスメント票（以下「アセスメント票」という。）の送付につきまして、平成24年4月より市から居宅介護支援事業者に直接郵送させていただいております。

変更についての、ご連絡が大変遅くなりまして申し訳ございませんでした。

今後とも事業にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更点

（変更前）

要介護認定者にかかるアセスメント票を、市高齢福祉課から包括支援センター経由で、居宅介護支援事業者へ送付していた。

（変更後）

要介護認定者にかかるアセスメント票を、居宅介護支援事業者に直接郵送する。

2. 居宅介護支援事業者様の対応

居宅介護支援事業者は、必要な事項を調査しアセスメント票を作成後、介護サービス計画書（1）、（2）、週間計画書の写しを添えて、管轄の包括支援センターに提出、アセスメント票に包括支援センターの確認を受けてください。（アセスメント票に所見を記入）

確認後、アセスメント票を高齢福祉課へ提出してください。

3. その他

自立・要支援者・ケアマネがついていない方については従来通り管轄の地域包括支援センターに送付させていただきます。

<問合せ先>

各務原市高齢福祉課高齢福祉係

TEL 058-383-1779（直通）

担当：奥村・高木

平成24年 月 日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業所
会 長 松井 兼道 様

各務原市高齢福祉課長

食の自立支援事業におけるアセスメント票の送付について（依頼）

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、食の自立支援事業におけるアセスメント票の送付についてを居宅介護支援事業者の方に連絡して頂きたく、依頼申し上げます。